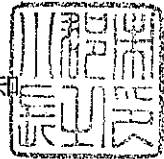




25小協第674号
平成26年2月7日

小郡三井医師会
会長 蒲池 壽 様

小郡市長 平 安 正 知
(協働推進課防災安全係)



平成26年度小郡市防災会議委員の推薦について（依頼）

余寒の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の防災行政につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、本市としまして平成26年度小郡市防災会議を開催するにあたり、貴医師会から防災会議委員をご推薦いただきますようよろしくお願い申し上げます。委員の推薦にあたりましては、本市の施策として防災分野への男女共同参画の視点の導入を図ってまいりたいと存じますので、女性委員をご推薦いただきますようご高配をよろしくお願い申し上げます。

別紙推薦状を3月28日（金）までに下記へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、平成26年度小郡市防災会議は5月に開催する予定でございます。

また参考に、小郡市防災会議条例を添付しております。

（提出先）

小郡市小郡255-1

小郡市役所 協働推進課 防災安全係

担当 坂本・星野

TEL：0942-72-2111（内253）

FAX：0942-73-4466

e-mail：bousai@city.ogori.lg.jp

○小郡市防災会議条例

昭和46年10月1日

条例第347号

改正 昭和47年3月28日条例第383号

昭和50年12月27日条例第21号

平成16年3月30日条例第8号

平成21年3月26日条例第7号

平成24年9月27日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平24条例21・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小郡地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項に規定する水防計画を作成し、及び、その実施を推進すること。
- (3) 小郡市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（平21条例7・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は、22人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平16条例8・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、小郡市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日条例第383号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小郡市水防協議会条例の廃止)

2 小郡市水防協議会条例(昭和53年小郡市条例第12号)は、廃止する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 月 日

小郡市長 殿

団 体 名 _____

代表者名 _____ 印

小郡市防災会議委員の推薦について

このことについて、次の者を防災会議委員として推薦します。

役 職	氏 名	住 所	電話番号